

## 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもたない

平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

## パーキンソン病の臨床的症度分類

Hoehn・Yahr（ホーエン・ヤール）の重症度分類		生活機能障害度	
Stage I	一側性障害のみ、通常、機能障害は軽微、またはなし	I度	日常生活、通院にほとんど介助を要しない
Stage II	両側または身体中心部の障害、ただし、身体のバランスの障害は伴わない		
Stage III	姿勢反射障害の初期兆候がみられるもの。これは、患者が歩行時に向きを変えるときの不安定や、目を閉じ足を揃えて立っている患者を押してみることで明瞭となる。身体機能はやや制限されているものの、職業の種類によっては、ある程度の仕事が可能である。身体的には独立した生活を遂行することができ、その機能障害度はまだ軽微ないし中程度にとどまる	II度	日常生活、通院に部分介助を要する
Stage IV	病気が完全に進行し、機能障害高度。患者はかろうじて介助なしで起立および歩行することはできるが、日常生活は高度に障害される		
Stage V	介助がない限り寝たきり、または車イスの生活を余儀なくされる	III度	日常生活に全面的な介助を要し、独立では歩行起立不能

厚生省保健医療局疾病対策課監修、難病医学研究財団企画委員会編（1997）：難病の診断と治療方針1、P194-203、六法出版